

取締役会の実効性に関する評価結果の概要

当社取締役会は、取締役会の実効性について、取締役等に対するアンケートを実施し、分析及び評価を行っています。2022年12月期における取締役会の実効性に関する評価結果の概要は、以下のとおりです。

1. 評価実施要領

対象者	2022年12月時点での取締役及び監査役
実施方法	外部弁護士の助言を参考に、対象者にアンケートを実施
質問内容	<ul style="list-style-type: none">・ 取締役会の役割・機能に関する考え方・ 取締役会の規模と構成の状況・ 取締役会の運営状況・ 社外役員に対する支援体制の状況・ 取締役会の諮問の状況
評価方法	アンケートの回答を集計・分析した上、取締役会にて課題を確認

2. 評価結果

アンケートの回答を分析した結果、以下に記載する課題があることを踏まえ、主に次の点において、当社の取締役会は概ね実効性が確保されていることを確認しました。

- 取締役会の規模と構成
- 審議事項の事前共有、審議事項の数
- 資料・分量の内容
- 会議の所要時間・時間配分
- 経営戦略・経営計画に関する審議、リスクを伴う議案の審議
- 社外取締役の積極的な発言

3. 課題と取組み

① 前回の課題

(ア) リスクを取る決議（M&A、出資、設備投資など）の実施検討から事後検証におけるプロセス強化

当年度に実施したM&A案件や設備投資案件の実施検討に際して、社外役員への事前説明や説明資料の充実を含め、適時・適切に実施しました。

(イ) 指名・報酬決定プロセスに対する監督の更なる充実

指名・報酬決定プロセスの強化を図るため、2022年7月に独立社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」を、取締役会の諮問機関として設置しました。「指名報酬委員会」は、代表取締役社長、独立社外取締役（3名）、人事担当取締役の計5名で構成され、取締役・CEO・執行役員の選任方針・基準の策定、取締役候補者の選定、報酬方針の策定・報酬制度の設計、個別の取締役の

報酬額の決定などに際して、取締役会の諮問を受けます。取締役会は、当該諮問の結果を踏まえて、これらの事項を決定する仕組みとしております。なお、第1回の指名報酬委員会は2023年1月に開催されておりますが、アンケートは開催前に実施しており、その内容は反映されておられません。

(ウ) サステナビリティに関する取り組みに対する監督の充実

取締役会は、2021年12月のマテリアリティ制定後、2022年には非財務KPIの設定、TCFDの枠組みに応じた情報開示の内容について適切に監督しました。

② 新たな課題

(ア) より効率的な議案審議に向けた対応

(イ) 指名・報酬決定プロセスに対する監督の更なる充実

当社取締役会は、取締役会の実効性をより一層向上させるため、上述の課題の解決に取り組んでまいります。

以上